参考資料２

令和２年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

本市では、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用して、地域公共交通調査事業（計画策定事業）に取り組んでいます。つきましては、令和３年１月５日付けにて本協議会委員の皆さまにご審議いただいた令和元年度度地域公共交通確保維持事業の事業評価を以下のとおりご報告します。

◆ご審議の結果

承認する・・・２４名　　承認しない・・・０名　　未回答・・・０名

◆主なご意見・ご質問等

・今年のコロナの影響はあらかじめ予測できるものではなく、事業の進捗に遅れが出ていることもやむをえないことと思われる。当初の計画の遂行に努めるとともに事業本来の目的である地域交通の維持確保に向けて努力されたい。
・コロナ禍で、当初想定から状況が変わるなかで、最大限の予定どおりの事業を行いました。

本件について、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例第７条第３項に基づき、過半数以上の承認が得られたため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第３条第５項の規定に基づき、別紙のとおり国土交通省へ提出しました。

また、地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、事業評価を千葉市交通政策課ホームページに公表いたしました。

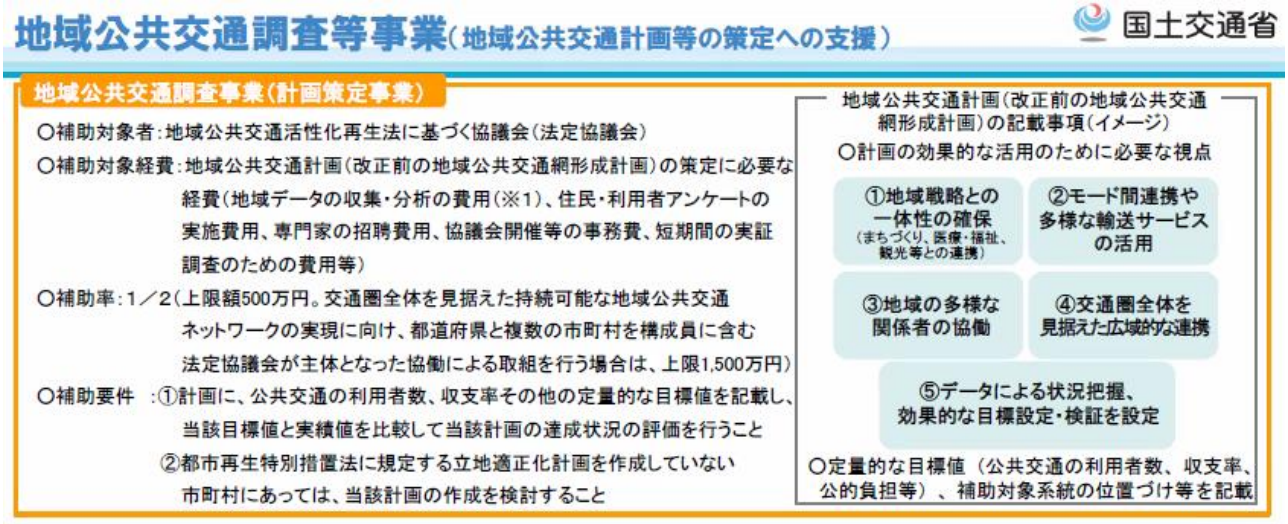

出典：国土交通省

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）

令和3年1月29日

協議会名： 千葉市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域公共交通調査事業（計画策定事業）

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通網形成計画等の 計画策定等に向けた方針
1. 計画の方向性、方針の調整、設定 令和元年度に整理・分析した地域公共交通等に関する問題点・課題等に対し、計画の方向性、交通政策の基本的な方針の調整、設定を行った。 2. 施策メニューの検討調整、設定 上記1を基に、公共交通の維持・確保を図るための施策メニューの検討調整を行った。（設定については次年度に持ち越し。） 3. 個別路線の検討（モデル路線・地区を対象に実施） 令和元年度に整理・分析した地域公共交通に関する問題点・課題を基に、設定した公共交通サービス水準に基づくエリア区分について、公共交通サービス水準の低いエリアにおけるモデル路線・地区を検討した。 4. 目標、指標の設定 上記1の計画の方向性、方針を踏まえ、目標及び指標を検討・調整した。（設定については次年度に持ち越し。） 5. 計画（案）のとりまとめ 令和元年度の調査分析及び上記1～4で検討した内容の取りまとめを行った。（計画案については次年度に持ち越し。） 6. 協議会、バス事業者部会、市民ワークショップの開催 計画策定に向けた調査分析内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方等について議論するための協議会の開催及び、バス路線における本来の目指すべき将来像や目標設定等を議論するためのバス事業者部会を開催した。 また、公共交通の利用実態や考え方の把握等のため、市民ワークショップを開催した。	B	事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった （新型コロナウイルス感染症の影響等により、協議会、バス事業者部会、市民ワークショップの開催が遅れ、計画策定時期が当初の予定から伸びたため。）	【補助対象事業名】 地域公共交通調査事業（計画策定事業） 【事業内容】 地域公共交通計画策定に向けた検討調整等 【実施時期】 令和3年度秋頃策定予定 【方針】 千葉市地域公共交通計画の策定は、令和元年度から着手し、令和3年秋頃策定する。 今年度は協議会のほか、バス事業者部会や市民ワークショップを開催し、計画（案）のとりまとめに取り組んでいる。 次年度も引き続き交通事業者等関係者と連携し、施策及び定量的目標の設定等を行う。これら設定内容を協議会にて調査審議した上で、千葉市地域公共交通計画を策定する。